ふれあい活力 ゆとり
すみだ

平成２３年６月発行　第５５号

墨田区消費者ニュース

【編集･発行】墨田区産業観光部生活経済課　消費者･勤労福祉担当
〒130-8640 墨田区吾妻橋1－23－20　TEL5608－6184

家庭における夏の暑さ対策！

家庭での節電１５%減を目指して！

家電製品を省エネ家電に買い替えたり、使用しない時はコンセントを抜く、電源のON/OFF をこまめに行うことなど。

そして、いままで涼しさをエアコンに頼り過ぎていませんでしたか。エアコンの使用を控えて節電して、涼しく過ごすには、どうしたら良いと思いますか？

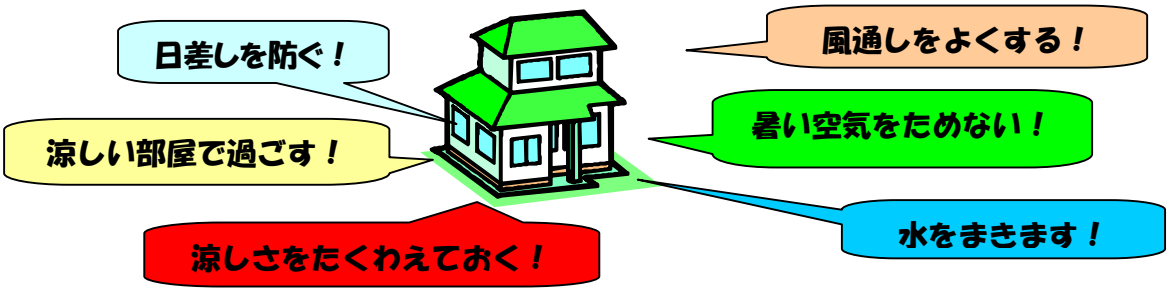

いろいろ考えてみましたが、言われてみればアタリマエのこと、「夏、涼しく過ごす」わが家の工夫でのその一例を紹介します。

日除けをつける

カーテンやブラインドを窓の内側につけることが多いですが、日除けは窓の外につけるほうが、格段に効果的なんです。

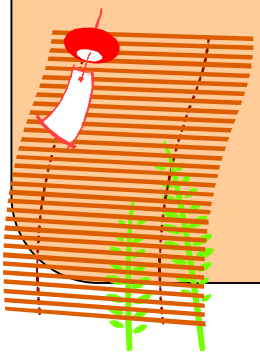

すだれなどを、内につけるのと外につるすのとでは、室内温度は5～7℃違います。

お日様にさらさない

アスファルトやコンクリートは、熱を貯めやすい性質です。これを、お日様にさらさない工夫をする。

たとえば、外壁に覆いをつける。ゴーヤや朝顔などの植物を這わせるのが効果的です。

また、可能ならば、屋上緑化も有効です。

消費者センター相談窓口から

死亡した家族の借金は相続放棄ができます。

相談事例

３週間前に亡くなった夫、遺品を整理していたら、借用証書が出てきて借金があったことが判明した。

本人名義の財産は何もなかった。返済しなければならないか。

アドバイス

借金をした債務者本人以外の人は、保証人になっていない限り、たとえ家族であっても一切の支払い義務はありません。貸金業者は家族に請求することはできないので、代わりに返済する必要はありません。

しかし、家族が死亡すると相続が生じます。相続が開始した場合、相続人は次の３つのうちいずれかを選択することになります。

（１） 相続人が被相続人（亡くなった人）の土地の所有権等の権利や借金等の義務を全て受け継ぐ **単純承認**

（２） 相続人が被相続人の権利や義務を一切受け継がない **相続放棄**

（３） 被相続人の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合などに、相続人が相続によって得た財産の限度で債務を受け継ぐ **限定承認**

事例のように、夫が亡くなり、遺産の総額を超える借金が残った時は（２）の相続放棄をすることができます。相続放棄は、民法により自己のために相続の開始があったことを知った時から３カ月以内に、被相続人の最後の住所地の家庭裁判所に申し出をする必要があります。

相続放棄の申し出が家庭裁判所に受理されると、裁判所から「相続放棄の申述受理通知書」が郵送されます。請求のあった貸金業者に通知書のコピーを送付すれば、支払い義務はなくなります。

困った時はお早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室

まずは電話でご相談ください

相談専用ダイヤル **5608-1773**

■相談日……月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）

（日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。）

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地…墨田区押上2-12-7-215号室　セトル中之郷内

- 東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上」駅Ａ３出口徒歩３分
- 東武伊勢崎線「業平橋」駅徒歩７分
- 都営バス（墨３８）「向島三丁目」バス停前

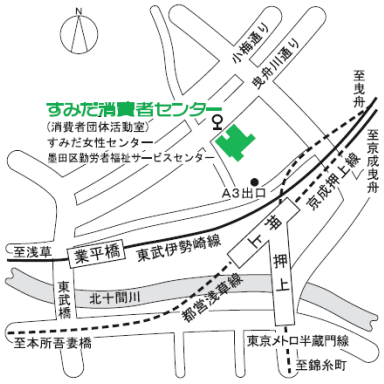

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課消費者・勤労福祉担当　〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20 電話 5608-6184